

一日も早く、再審開始決定を！ 4・8 無実のゴビンダさん支援集会2006

PROGRAM



ゴビンダさんが獄中で描いたイラストより

2006年4月8日 於：幼きイエス会（9階ホール）
主催：無実のゴビンダさんを支える会

主催団体連絡先：

〒160-0016 東京都新宿区信濃町20 佐藤ビル201

現代人文社気付

事務局 TEL：080-6550-4669

カンパ送り先：郵便振替口座 00150-1-11350

口座名義：無実のゴビンダさんを支える会

<http://www.jca.apc.org/govinda/>

集会プログラム

- 2:00 ~ 2:05 司会挨拶
- 2:05 ~ 2:25 弁護団からの報告 / 再審請求の現段階 あさか 神田安積弁護士
- 2:25 ~ 3:00 講演 / ゴビンダ事件と再審 秋山賢三弁護士
- 3:00 ~ 3:15 質疑応答
- 3:15 ~ 3:30 休憩
- 3:30 ~ 3:50 田中哲朗ミニコンサート
- 3:50 ~ 4:50 再審裁判の現状と課題
横浜事件 木村まきさん (再審請求人)
名張毒ぶどう酒事件 宮崎孝さん (守る会事務局長)
布川事件 桜井昌司さん (再審請求人)
- 4:50 ~ 5:00 メッセージ / ゴビンダさんご家族から
- 5:00 ~ 5:15 報告 / 日本国民救援会の取り組みと方針 / 山田善二郎会長
- 5:15 ~ 5:30 報告 / 「支える会」のこれまでの活動と今後の方針 / 事務局



秋山賢三氏

弁護士。元裁判官。1967年裁判官任官。1980年、徳島地方裁判所判事として、「徳島ラジオ商殺し」事件（1953年）の第6次再審請求に対し、過去42人の裁判官が下した有罪判決を覆し、再審開始の決定書を書いた。その後、裁判官を退官、1991年弁護士登録。袴田事件、布川事件、恵庭事件など数多くの冤罪事件の弁護団に加わる。現在、日弁連人権擁護委員会の再審部会で、冤罪救済申し立て審査を担当。著書『裁判官はなぜ誤るのか』（岩波新書）『痴漢冤罪の弁護』（現代人文社）その他。

田中哲朗氏

1969年、沖電気入社。1978年11月、1,350名の指名解雇強行に始まり、沖電気による労働者へのさまざまな差別・分断が開始される。給与・賞与査定における露骨な差別などを受け、会社の強権的な労務政策を徹底批判し、組合役員に立候補。81年6月配転を拒否したことを理由に解雇される。その翌日から、沖電気八王子工場の正門前でギターを手に、自作の歌と語りで、企業内ファシズムとのたたかいを仲間呼びかける門前行動を、24年にわたり連日続けている。不当労働行為や各種の人権侵害とたたかう人たち、日の丸・君が代の強制に反対する人たちとの連帯を求めて、各地でコンサートを行っている。2005年12月多田謡子反権力人権賞を受賞。 田中哲朗さんのホームページ <http://www.din.or.jp/~okident/>

再審事件の概要

横浜事件

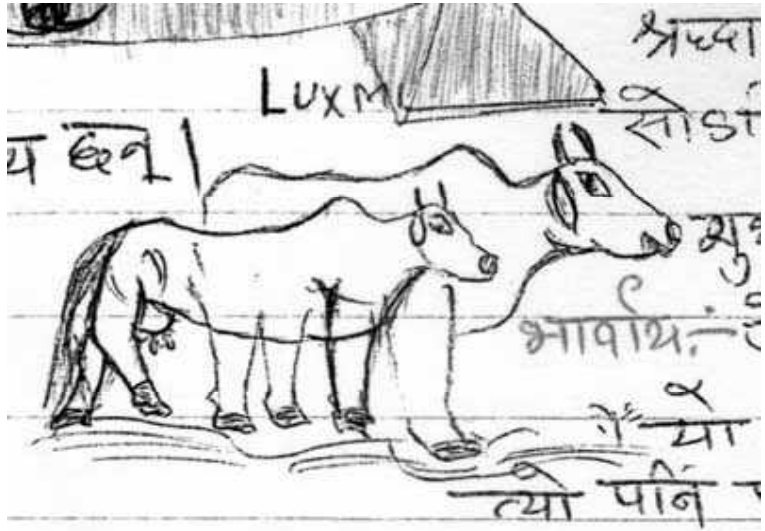
1942年から終戦直前にかけて、雑誌編集者ら60人以上が「共産主義を宣伝した」として、治安維持法容疑で神奈川県警察部特高課（特高）に逮捕された言論弾圧事件。拷問により2名が死亡、さらに出獄後2名が死亡。その他の被告は、敗戦後に執行猶予で釈放された。編集者だった木村亨氏らの遺族が再審を請求。2003年4月、横浜地裁が第1次再審請求から28年ぶりに再審開始を決定したが、地検が即時抗告。東京高裁は2005年3月、元被告らの自白は拷問によるものだったと認定、「無罪を言い渡すべき新証拠がある」として横浜地裁の再審開始決定を支持、横浜地検は最高裁への特別抗告を断念し、再審開始が確定。再審では、検察側は治安維持法が廃止されていることを理由に、免訴を言い渡すことを主張。再審請求人は、あくまでも無罪判決を要求。本年（2006）1月9日、横浜地裁は、有罪・無罪の認定を放棄し、免訴の判決を言い渡した。

名張毒ぶどう酒事件

1961年3月28日、三重県名張市葛尾で行われた地域住民の懇親会の席上、ぶどう酒に毒物が混入されており、5名の女性が死亡。警察は、ブドウ酒を会場に運んだ奥西勝さん（当時34歳）への執拗な長時間の取り調べを行い「自白」を得たとして4月3日、逮捕。奥西さんは公判では一貫して無実を主張。64年12月23日、一審津地裁が無罪判決。だが、検察が控訴。69年9月10日、名古屋高裁が逆転有罪・死刑判決を言い渡す。72年6月15日、上告棄却となり死刑が確定。以来、7次にわたる再審請求を行い、昨年（2005）4月5日、名古屋高裁が再審開始を決定。だが検察が異議申し立てを行い、現在名古屋高裁刑事第2部で異議審中。控訴審で有罪の決め手とされたぶどう酒の瓶の王冠についていた歯形の鑑定は、顕微鏡写真の拡大率を変え、あたかも奥西さんの歯形と一致しているように見せかけた捏造であったことが明らかになっている。

布川事件

1967年8月30日、茨城県利根町布川で、独り暮らしの老人（当時62歳）が自宅で殺害されているのが発見された。警察は地元の「不良青年」に目をつけ、桜井昌司氏（当時20歳）杉山卓男氏（当時21歳）を軽微な別件で逮捕。2人は、長期の勾留、拷問に近い違法な取り調べで、嘘の自白を強要される。公判では一貫して無実を訴えるが、1970年10月6日、水戸地裁土浦支部で有罪（無期懲役）。73年12月控訴棄却。78年7月上告棄却となり千葉刑務所に服役。獄中から再審請求を起す。96年11月、相次いで仮釈放で出獄。2005年9月21日、水戸地裁土浦支部が再審開始を決定。だが、検察が東京高裁へ即時抗告したため、再審開始が引き延ばされている。再審決定にいたる過程で、弁護団は執拗に証拠開示を迫り、検察が隠し持っている証拠の一部を開示させることに成功。30年近くも、無罪証拠を隠していた検察の行為こそ、犯罪と呼ばなければならない。



新しく弁護団に参加された弁護士のご紹介

昨年3月24日東京高裁第4刑事部（仙波厚裁判長）に再審請求を提出したゴビンダ弁護団は、本年2月には、検察からの再審請求への反論書に再反論を提出するなど、精力的に再審開始に向けた活動を行っています。

その中で、新たに2名の弁護士が再審弁護団に加わって下さいました。

鈴木郁子弁護士

弁護士になって4年目になります。地裁判決と高裁判決を読み比べてみて、あらためて、弁護士として、日本人として、何とかしなければならぬ事件だと思いました。途中参加となりますので、先輩弁護士や皆さんに、できる限りはやく追いつくとともに、新鮮な角度から物を見られるという強みをいかして、精一杯頑張りたいと思います。ねばり強く、しぶといところが長所です。どうぞよろしくお願い致します。

宮村啓太弁護士

数年前に神山弁護士の講演を聴く機会があり、以来、ゴビンダさんの事件には常

に注目しておりました。この度、縁あって弁護団に参加させて頂くことになりました。先輩方に負けず熱意をもって取り組みます。先日、ゴビンダさんと初めてお会いし、改めてその思いを強くしました。どうぞ宜しくお願いいたします。

ゴビンダさん絵葉書 好評発売中！

ゴビンダさんが獄中で描いたイラストをもとにした「ゴビンダさん絵葉書」を制作しました。売り上げは、再審実現のための活動や、ネパールのご家族を日本にお呼びするための費用などに使われます。

ゴビンダさんが、孤独な独房の中で、無実を訴える真実の気持ちを託したイラストにこめられたメッセージを、どうぞ多くの方にこの絵葉書で伝えていただければと思います。

5種類のイラストがそれぞれ2枚ずつ入った、10枚入り1セット（グレーとベージュの色違いあり）を500円で販売しています。

ゴビンダさんを支える会のホームページからも、購入の申し込みができます。

再審のための署名活動にご協力ください。

無実のゴビンダさんを支える会は、一日も早く再審開始決定を出すよう、東京高裁に要望する署名活動を行っています。

本日の会場でも署名を行っています。また、署名用紙をお配りしていますので、ぜひお持ち帰りいただき、家族や友人、知人や職場などで、この冤罪事件の真相を伝え、再審開始決定に向け、ぜひ署名にご協力をお願いいたします。

ゴビンダさんを支える会のホームページからも、署名用紙をダウンロードできます。<http://www.jca.apc.org/govinda/>